○国土交通省告示第二百七十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年一月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020037	突入防止装置　ShinMaywa　RB　F－00004	新明和工業株式会社　兵庫県宝塚市新明和町1－1
E43－58R－020040	突入防止装置　ShinMaywa　RB　F－00005	〃

○国土交通省告示第二百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年二月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1214	騒音防止装置　トヨタ　01－XZU282K	トヨタ　SKG－XZU282K	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
㊞G－2370	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　04C－VG	〃	〃

○国土交通省告示第二百七十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GS－386	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　V2403－EDM	吸入負圧：3.9kPa　排気圧力：20.0kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

○国土交通省告示第二百七十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月二十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞C－179	年少者用補助乗車装置　タカタ　TFX－30A	三菱　＊＊＊－CV2W	タカタ株式会社　東京都港区赤坂2丁目12番31号

○国土交通省告示第二百七十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年一月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2353	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA－VQ37－7V36C	ニッサン　DBA－CK＊V36	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

○国土交通省告示第二百八十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年二月二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－39R－000007	速度計　トヨタ　U28（JP）	トヨタ　SKG－XZU282K	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第二百八十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

1．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区芝公園二丁目6番3号

旧

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

2．変更年月日

平成23年9月19日

○国土交通省告示第二百八十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、ヤンマー株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十五日　国土交通大臣　前田　武志

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新

大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

旧

大阪府大阪市北区茶屋町1番32号

2．変更年月日

平成23年12月12日